

令和7年12月17日

ガス小売事業の登録について

中国経済産業局から、有限会社吉本ガス産業（法人番号 4240002049652）によるガス小売事業の登録申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、登録をすることに異存はありませんので、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20251209中国第3号
令和7年12月17日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の登録について（回答）

令和7年12月4日付け20251128中国第7号により貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業の登録について、登録をすることに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。